

平成30年(2018年)10月1日に 「大阪府証紙」は廃止になります。

運転免許証や、パスポートの交付
申請など、大阪府の手数料納付に
おいて広く使用して頂いておりました
「大阪府証紙」は、平成30年(2018年)
10月1日に廃止となります。



大阪府証紙 (みほん)

〔 注：国発行の収入印紙
ではありません 〕

平成30年(2018年)9月30日をもって販売(売りさばき)終了とな
りますが、購入済みの証紙につきましては、平成31年(2019年)3月
31日までは各申請窓口において、これまでどおり使用可能です。

なお、ご使用の予定のない「大阪府証紙」については、還付申請に
より証紙購入代金を返還します。

(還付申請は平成36年(2024年)3月29日まで受付します。)

詳しくは、大阪府ホームページをご覧ください。
以下のお問合せ先まで。



お問合せ先 大阪府会計局 会計総務課 総務グループ
TEL: 06-6944-6070 (直通) FAX: 06-6947-7204
E-Mail: kaikeisomu@sbox.pref.osaka.lg.jp
大阪府ホームページ [大阪府証紙 廃止](#) [検索](#)

なお、平成30年(2018年)10月以降の手数料納付は、現金での納付方法などに移行する予定です。
(具体的な納付方法は申請等事務ごとに別途定めます。)